

大臣告示における「血管運動神経障害」の表記について

1 前回分科会（第11回、令和3年11月8日開催）におけるご意見

- ・ カルシウムシアナミドについては、現行の大臣告示には「血管運動神経障害」が規定されている。しかしながら、現在の知見では、水と反応してシアナミド (H_2CN_2) を遊離し、最終的にアセトアルデヒドを蓄積すると考えられており、アセトアルデヒドの血管拡張作用により血圧の降下や頻脈が生じることが知られている。
- ・ ニトログリコール及びニトログリセリンについても、現行の大臣告示には「血管運動神経障害」が規定されている。しかしながら、現在の知見では、一酸化窒素 (NO) が神経ではなく血管に直接作用し、狭心症の様な症状が生じることが知られている。

2 大臣告示における症状又は障害の変更案（該当箇所のみ）

化学物質	症状又は障害の変更案
カルシウムシアナミド	血管運動神経障害 ⇒ <u>不整脈、血圧降下等の循環障害</u> （※1）
ニトログリコール	血管運動神経障害 ⇒ <u>削除</u> （※2）
ニトログリセリン	血管運動神経障害 ⇒ <u>狭心症様発作</u>

※1 現行の大臣告示において、モノフルオール酢酸ナトリウムの症状又は障害として規定

※2 既に大臣告示において狭心症様発作が規定されているため削除のみ

（参考：現行の大臣告示）

化学物質	症状又は障害
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害
ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、狭心症様発作又は血管運動神経障害
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は血管運動神経障害